

日時：令和7年1月21日（火）  
午後1時から午後3時まで  
場所：横浜市役所18階 みなと123会議室

## 第53回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

### 1 開会

### 2 議事

(1) バリアフリー法政令改正に伴う条例施行規則の改正概要と意見公募の実施について

【資料1】

【別紙】横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の改正について

(意見公募概要資料案)

【参考資料】バリアフリー法政令改正に伴う本市条例規則の見直し方針について

(2) 横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定に伴う小委員会の設置について【資料2】

### 3 報告事項

(1) 2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン策定の検討状況について

【資料3】

(2) 横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正について【資料4】

### 4 その他

# バリアフリー法政令改正に伴う 条例施行規則の改正概要と意見公募の実施について

## 1 趣旨

高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められていることから、今般バリアフリー法の政令が改正され車椅子利用者用の「便所」及び「駐車場」に係る設置基準の見直し、並びに「劇場等の客席」に係る設置基準が創設されました。(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)

改正基準が横浜市福祉のまちづくり条例(以下、「条例」という。)で定めている基準を一部上回るため、本市条例施行規則の基準(建築物移動等円滑化基準(※1)及び指定施設整備基準(※2))と整合を図る必要があることから、条例第7条第3項に基づき設置した専門委員会を3回にわたり開催し、見直し内容の検討を行ってまいりました。

このたび、施行規則の改正概要がまとまりましたので、改正概要及び意見公募の実施について報告します。

## 2 意見公募の実施について

### (1) 意見公募概要資料(案)

別紙1

### (2) 意見公募実施期間

令和7年1月27日(月)～令和7年2月25日(火)

## 3 今後の規則改正スケジュール(予定)

令和7年3月11日：第4回専門委員会にて意見公募の結果に基づき改正案を確定します。

令和7年6月1日：改正施行規則の施行(予定)※政令と同日

## 4 資料

### (1) 意見公募概要資料(案)(別紙1)

### (2) バリアフリー法政令改正に伴う本市条例規則の見直し方針について(参考資料)

#### (※1) 建築物移動等円滑化基準【義務基準】

バリアフリー法に基づく全国共通の基準で、法律上、適合する義務がある基準。建築確認において適合状況を審査し、適合しないと工事着手ができない。(地方公共団体は条例により義務対象となる床面積の引下げや必要な基準を付加することができる。)

#### (※2) 指定施設整備基準【自主基準】

より使いやすい施設整備の実現を目指すための横浜市独自の基準。条例で遵守することが義務付けられており、市との事前協議が必要。

## 1 趣旨

高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められていることから、今般バリアフリー法政令(※1)が改正され、バリアフリー基準の一部が強化及び新設されました。

横浜市では、福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)及び同条例施行規則(以下、「施行規則」という。)において、整備に関する基準を定めていますが、改正後の政令基準が施行規則の基準を一部上回ることから整合を図るため施行規則の一部を改正します。そのため、施行規則の改正概要について意見募集を行います。

## 2 バリアフリー法政令の改正概要(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)

### (1) 便所に係る基準の見直し

不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する便所(以下「不特定多数利用便所(※2)」という。)を設ける場合、車いす使用者用便房を建築物に1箇所以上設けることとされていましたが、**原則、各階に1箇所以上設ける**こととする基準に改正されました。

#### 現行

便所を設ける場合は、車いす使用者用便房を建築物に1箇所以上設ける

#### 改正後

- ・原則、不特定多数利用便所は、不特定多数の者が利用する階ごとに1箇所以上設ける。
- ・原則、不特定多数利用便所を設ける階ごとに車いす使用者用便房を1以上設ける。

### (2) 車いす使用者用駐車施設に係る基準の見直し

不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を1台以上設けることとされていましたが、**原則、駐車施設の数に対する割合で定める数以上(乗降場の構造基準を満たす場合は機械式駐車場に設置も可とする)**を設けなければならない基準に改正されました。

#### 現行

1台以上設ける

#### 改正後

- ・駐車施設の総数が200以下の場合 2%以上
- ・駐車施設の総数が201以上の場合 1%+2以上

### (3) 劇場等における車いす使用者用客席(※3)の基準の創設

劇場等の客席においては、**座席の総数に対する割合で定める数以上の車いす使用者用客席**を設けなければならない基準が創設されました。

#### 現行

基準なし

#### 改正後

- 【設置数】**・座席の数が400席以下の場合、2以上  
 ・座席の数が401席以上の場合、0.5%以上
- 【構造基準】**
- 車いす使用者用客席は、次に掲げるものとする
    - ・幅は90cm以上、奥行きは135cm以上
    - ・床は平らとすること
  - 車いす使用者用客席から客席出入口までの経路の1以上を移動等円滑化経路(※4)とする。

## 3 施行規則の改正概要【以下の内容について意見募集します】

バリアフリー法では2,000㎡以上の施設を対象としています。横浜市では、条例及び施行規則において、適合義務対象用途の追加及び適合対象規模要件の引下げを行うとともに、義務基準を付加しています。さらにバリアフリー法より高い水準の基準を自主基準として定め、事前協議により地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性に応じた質の高い整備を進めています。今般の政令改正に合わせて、設置数等の基準の引き上げ及び基準の創設を行います。

### (1) 便所の基準の見直し <表1>参照

#### ① 義務基準

- ・不特定多数利用便所は、**500㎡以上の対象施設(※5)**について、政令改正基準に合わせて、**原則不特定多数の者が利用する階ごとに1箇所以上設ける**こととします。
- ・車いす使用者用便房は、**1,000㎡以上の対象施設**については政令改正基準に合わせて、**原則、不特定多数利用便所を設ける階ごとに1箇所以上設ける**こととし、**500㎡以上1,000㎡未満の対象施設**については**施設に1箇所以上設ける**ことを付加します。なお、500㎡未満の対象施設については、従来どおり不特定多数利用便所を設ける場合は建築物に1箇所以上設けることとします。

#### ② 自主基準

不特定多数利用便所及び車いす使用者用便房の設置数は、**義務基準と同様に規定**します。さらに、**2,000㎡以上の対象施設**における車いす使用者用便房のうち、**1箇所以上は車いすが円滑に利用できる十分な空間として、直径180cm以上の円が内接できるように求めます。**

### (2) 車いす使用者用駐車場の基準の見直し <表2>参照

#### ① 義務基準

車いす使用者用駐車施設の設置数を、**政令改正基準に合わせて引き上げます。**

#### ② 自主基準

車いす使用者用駐車施設の設置数を、**義務基準と同様に引き上げます。**なお、**機械式駐車場で車いす使用者用駐車施設を確保する場合には、必要台数以上のバリアフリー対応(バリアフリー対応パレットを設ける等)**を求めます。

### (3) 車いす使用者用客席の基準の見直し <表3>参照

#### ① 義務基準

**300㎡以上の劇場等**について、政令改正基準に合わせて**設置数及び構造基準を規定**します。ただし、**500㎡未満の対象施設(※5)**については、**1席以上設ける**こととします。

#### ② 自主基準

**義務基準と同様の設置数に引き上げる**とともに、**300㎡以上500㎡未満の対象施設(※5)**についても、**これまでと同様に2席以上設ける**こととします。

また、奥行きについては、これまでと同様に**2席以上は奥行き150cm以上**とすることを求めます。

### (4) 増築等における基準適用の考え方

#### ① 不特定多数利用便所の整備範囲(義務基準)

これまで、増築等をする際は施設内の全ての不特定多数利用便所を整備基準に適合させる必要がありましたが、**増築等をする階において、原則1箇所以上の不特定多数利用便所を施行規則で定める整備基準に適合させる**こととします。

#### ② 車いす使用者用便房の設置数算定(自主基準)

**増築等をする面積に応じて算定した数の車いす使用者用便房の設置**を求めます。

(5) その他

政令改正に伴い、表示板交付基準等その他の所要の改正を行います。

■改正後の政令基準と条例施行規則の基準の比較について

下表のアンダーラインは、より高い水準の整備を図るために今回新たに付加する基準で義務基準を上回る自主基準です。

<表1> 便所

	バリアフリー法政令	横浜市福祉のまちづくり条例	
	義務基準	義務基準	自主基準
対象施設の規模	2000 m <sup>2</sup> 以上	用途ごとの対象規模以上（右<参考>の表参照）	
不特定多数利用便所の数	原則、不特定多数が利用する階の数以上*	500 m <sup>2</sup> 以上：同左 500 m <sup>2</sup> 未満：—	
車いす使用者用便房の数	原則、不特定多数利用便所を設ける階ごとに1以上*	1,000 m <sup>2</sup> 以上：同左 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満：施設全体で1以上 500 m <sup>2</sup> 未満：不特定多数利用便所を設ける場合は1以上	
車いす使用者用便房内の十分な空間	—	直径 150 c m以上の円が内接できること	<u>2000 m<sup>2</sup>以上：1以上の車いす使用者用便房は直径 180 c m以上の円が内接できること</u> 2000 m <sup>2</sup> 未満：同左

\* 別途、小規模階を有する場合若しくは大規模階を有する場合の規定あり

<表2> 車いす使用者用駐車施設

	バリアフリー法政令	横浜市福祉のまちづくり条例	
	義務基準	義務基準	自主基準
対象施設の規模	2000 m <sup>2</sup> 以上	用途ごとの対象規模以上（右<参考>の表参照）	
車いす使用者用駐車施設の数	200 台以下：2 %以上 201 台以上：1 % + 2 以上	同左	
車いす使用者用駐車施設を機械式駐車場に設ける場合の規定	車いす使用者が円滑に乗降できる場所が1以上	同左	同左及び、 <u>必要台数分以上のバリアフリー対応（バリアフリー対応パレットを設ける等）</u>

<表3> 車いす使用者用客席

	バリアフリー法政令	横浜市福祉のまちづくり条例	
	義務基準	義務基準	自主基準
対象施設の規模	2000 m <sup>2</sup> 以上	300 m <sup>2</sup> 以上	
車いす使用者用客席の数	400 席以下：2 以上 401 席以上：0.5%以上	500 m <sup>2</sup> 以上：同左 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満：1 以上	500 m <sup>2</sup> 以上：同左 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満：2 席以上
車いす使用者用客席の構造規定	奥行き 135 cm以上	同左	2 席以上は奥行き 150 cm以上 その他は奥行き 135 cm以上

- ※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
- ※2 不特定多数利用便所とは、高齢者や障害者等だけでなく全ての人々が利用する便所を言います。（職員専用など専ら内部関係者のみが使用する便所は除きます。）
- ※3 車いすのまま観覧ができるスペース。政令第15条の「車椅子使用者用部分」を言いかえています。
- ※4 高齢者、障害者等が、利用居室からトイレや駐車場、出入口等まで円滑に移動できるよう政令等で定められた基準に適合した経路
- ※5 政令第10条では500 m<sup>2</sup>未満の施設への適用除外を規定しており、本市ではこれを準用し、便所及び車いす使用者用客席の基準の適用対象を規定しています。

<参考> バリアフリー法と福祉のまちづくり条例の関係

(1) 横浜市では、バリアフリー法に基づき適合義務対象用途の追加と適合義務対象となる規模要件を引下げています。

**バリアフリー法**  
（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）

※以下に掲げる建築物を新築、増築、改築又は用途変更する場合、建築物移動等円滑化基準への適合義務がある。

特別特定建築物	対象規模要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立小学校等</li> <li>・ 病院、診療所</li> <li>・ 劇場、観覧場、映画館、演芸場</li> <li>・ 集会場、公会堂</li> <li>・ 展示場</li> <li>・ 百貨店、マーケットその他の物品店舗</li> <li>・ ホテル、旅館</li> <li>・ 保健所、税務署その他官公署</li> <li>・ 老人ホーム、福祉ホーム等（主として高齢者、障害者等が利用するもの。）</li> <li>・ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等</li> <li>・ 体育館、水泳場、ホーリング場、遊技場</li> <li>・ 博物館、美術館、図書館</li> <li>・ 公衆浴場</li> <li>・ 飲食店</li> <li>・ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他サービス店舗</li> <li>・ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</li> <li>・ 自動車駐車場</li> <li>・ 公衆便所</li> <li>・ 公共用歩廊</li> </ul>	2,000m <sup>2</sup> 以上

**福祉のまちづくり条例**

※赤字：条例で追加した用途及び引下げた規模要件

特別特定建築物	対象規模要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所（患者の収容施設があるもの）</li> <li>・ 集会場（一の集会室の床面積が200m<sup>2</sup>を超えるもの）、公会堂</li> <li>・ 保健所、税務署その他官公署</li> <li>・ 老人ホーム、<b>保育所、福祉ホーム等（令5条9号に規定するもの以外も含む）</b></li> <li>・ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等</li> <li>・ 博物館、美術館、図書館</li> <li>・ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</li> <li>・ 公衆便所</li> </ul>	0m <sup>2</sup> 以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療所（患者の収容施設がないもの）</li> <li>・ 劇場、観覧場、映画館、演芸場</li> <li>・ 百貨店、マーケットその他の物品店舗</li> <li>・ 遊技場</li> <li>・ 飲食店</li> <li>・ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他サービス店舗</li> </ul>	300m <sup>2</sup> 以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>学校（令5条1号に規定する学校以外も含む）</b></li> <li>・ 集会所（全ての集会室の床面積が200m<sup>2</sup>以下にもの）</li> <li>・ 展示場</li> <li>・ ホテル、旅館</li> <li>・ 体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設（令5条11号に規定するもの以外も含む）</li> <li>・ 公衆浴場</li> <li>・ 自動車駐車場</li> </ul>	1,000m <sup>2</sup> 以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>共同住宅</b></li> <li>・ 公共用歩廊</li> </ul>	2,000m <sup>2</sup> 以上

※条例により、対象用途の追加及び対象規模要件の引下げが可能

(2) 横浜市では、バリアフリー法に基づき建築物特定施設の構造及び配置に関する義務基準を付加するとともに、さらにバリアフリー法より高い水準の基準を自主基準として定め、事前協議により地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性に応じた質の高い整備を進めています。

【例：車いす使用者用便房に関する現行の法基準及び条例基準】

<b>バリアフリー法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす使用者用便房を1以上設けること。</li> <li>・ 出入口は幅80 cm以上とし、戸は容易に開閉できる構造で、出入口前後に高低差がないこと。</li> <li>・ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</li> <li>・ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</li> </ul>
----------------	--



<b>福祉のまちづくり条例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●付加している<b>義務基準</b></li> <li>・ 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</li> <li>・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</li> <li>・ 便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者用が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。</li> <li>●付加している<b>自主基準</b></li> <li>・ 非常用呼出しボタンは便座から手の届く位置及び転倒した場合でも手の届く位置に設置すること。</li> <li>・ 出入口横に袖壁30 cm以上設置すること。</li> <li>・ 手すり位置・寸法に関する基準</li> <li>・ 腰掛便座の位置・高さに関する基準</li> <li>・ 洗面台高さ、紙巻器設置に関する基準等</li> </ul>
-------------------	---

### 3 施行予定日

令和7年6月1日（予定）

### 4 意見公募要領

#### (1) 意見公募期間

令和7年1月27日(月)から令和7年2月25日(火)まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

#### (2) ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

##### ① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8:45～17:15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

##### ② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

##### ③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

#### (3) 問い合わせ先

【福祉のまちづくり条例全体及び自主基準に関すること】

横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課 電話：045-671-2387

【施行規則改正概要（義務基準）に関すること】

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

#### (4) その他

- ① 寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- ② 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- ④ ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

## バリアフリー法政令改正に伴う本市条例規則の見直し方針について

- 1 バリアフリー法と福祉のまちづくり条例の関係
- 2 条例規則改正案（義務基準・自主基準）の方針  
～第1回から第3回専門委員会まとめ～

（参考） 第1回～第3回専門委員会におけるご意見と対応

(1)車いす使用者用便房について

(2)車いす使用者用駐車場について

(3)車いす使用者用客席について

※本資料は、専門委員会における検討内容の概略をまとめたものであり、確定しているものではありません。  
なお、掲載されている図等はイメージです。

## 1 バリアフリー法と福祉のまちづくり条例の関係

横浜市では、福祉のまちづくり条例及び施行規則において、バリアフリー法に基づき適合義務対象用途の追加及び適合対象規模要件の引下げを行うとともに、義務基準を付加しています。

さらにバリアフリー法より高い水準の基準を自主基準として定め、事前協議により地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性に応じた質の高い整備を進めています。

# 1 バリアフリー法と福祉のまちづくり条例の関係

(1)横浜市では、バリアフリー法に基づき適合義務対象用途の追加と適合義務対象となる規模要件を引下げています。

## バリアフリー法

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)

※以下に掲げる建築物を新築、増築、改築又は用途変更する場合、建築物移動等円滑化基準への適合義務がある。

特別特定建築物	対象規模要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>公立小学校等</li> <li>病院、診療所</li> <li>劇場、観覧場、映画館、演芸場</li> <li>集会場、公会堂</li> <li>展示場</li> <li>百貨店、マーケットその他の物品店舗</li> <li>ホテル、旅館</li> <li>保健所、税務署その他官公署</li> <li>老人ホーム、福祉ホーム等（主として高齢者、障害者等が利用するもの。）</li> <li>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等</li> <li>体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場</li> <li>博物館、美術館、図書館</li> <li>公衆浴場</li> <li>飲食店</li> <li>理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他サービス店舗</li> <li>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</li> <li>自動車駐車場</li> <li>公衆便所</li> <li>公共用歩廊</li> </ul>	2,000㎡以上

## 福祉のまちづくり条例

※赤字：条例で追加した用途及び引下げた規模要件

特別特定建築物	対象規模要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>病院、診療所（患者の収容施設があるもの）</li> <li>集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの）、公会堂</li> <li>保健所、税務署その他官公署</li> <li>老人ホーム、<b>保育所、福祉ホーム等（令5条9号に規定するもの以外も含む）</b></li> <li>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等</li> <li>博物館、美術館、図書館</li> <li>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</li> <li>公衆便所</li> </ul>	0㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>診療所（患者の収容施設がないもの）</li> <li>劇場、観覧場、映画館、演芸場</li> <li>百貨店、マーケットその他の物品店舗</li> <li>遊技場</li> <li>飲食店</li> <li>理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他サービス店舗</li> </ul>	300㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>学校（令5条1号に規定する学校以外も含む）</b></li> <li>集会所（全ての集会室の床面積が200㎡以下にももの）</li> <li>展示場</li> <li>ホテル、旅館</li> <li>体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（<b>令5条11号に規定するもの以外も含む）</b></li> <li>公衆浴場</li> <li>自動車駐車場</li> </ul>	1,000㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>共同住宅</b></li> <li>公共用歩廊</li> </ul>	2,000㎡以上



※条例により、対象用途の追加及び対象規模要件の引下げが可能

# 1 バリアフリー法と福祉のまちづくり条例の関係

(2)横浜市では、バリアフリー法に基づき建築物特定施設の構造及び配置に関する義務基準を付加するとともに、さらにバリアフリー法より高い水準の基準を自主基準として定め、事前協議により地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性に応じた質の高い整備を進めています。

## 【例】 車いす使用者用便房

バリアフリー法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 車いす使用者用便房を1以上設けること。</li><li>・ 出入口は幅80cm以上とし、戸は容易に開閉できる構造で、出入口前後に高低差がないこと。</li><li>・ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</li><li>・ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</li></ul>
---------	--



福祉のまちづくり条例	<p>●付加している義務基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</li><li>・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</li><li>・ 便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者用が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。</li></ul>
	<p>●付加している自主基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 非常用呼出しボタンは便座から手の届く位置及び転倒した場合でも手の届く位置に設置すること。</li><li>・ 出入口横に袖壁30cm以上設置すること。</li><li>・ 手すり位置・寸法に関する基準</li><li>・ 腰掛便座の位置・高さに関する基準</li><li>・ 洗面台高さ、紙巻器設置に関する基準 等</li></ul>

## 2 条例規則改正案(義務基準・自主基準)の方針

～第1回から第3回専門委員会まとめ～

- (1) 便所の基準の見直し
- (2) 車いす使用者用駐車場の基準の見直し
- (3) 車いす使用者用客席の基準の見直し
- (4) 増築時における基準適用の考え方

### (1) 便所の基準の見直し

#### 【法】義務基準

##### 現行

- ・ 車いす使用者用便房は、**建築物に1箇所以上**を設ける。

##### 改正後

###### <標準的な建築物>

- ・ 原則、不特定多数利用便所は、不特定多数の者が利用する**階ごとに1箇所以上**設ける。
- ・ 原則、便所を設ける**階ごとに車いす使用者用便房を1以上**設ける。

###### <小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- ・ 小規模階の床面積の合計が**1,000㎡に達する毎に1箇所以上**設ける。

###### <大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合) 階の床面積が

- ・ **10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上**を設ける。
- ・ **40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加**する。

#### 【条例】義務基準・自主基準

##### 現行

###### ■義務基準

- ・ 車いす使用者用便房は、**建築物に1箇所以上**を設ける。

###### ■自主基準

- ・ 同 上

##### 改正方針

- ・ 政令改正に合わせて設置数を引き上げる。
- ・ 政令では対象としていない1,000㎡未満の施設についても、車いす使用者用便房を1箇所以上設けることとする。

## 2 条例規則改正案(義務基準・自主基準)の方針 ～第1回～第3回専門委員会まとめ～

### (1)便所の基準の見直し

- 【改正方針】 ・政令改正に合わせて設置数を引き上げる。  
・政令では対象としていない1,000㎡未満の対象施設についても1箇所以上設けることとする。

#### ■ 義務基準

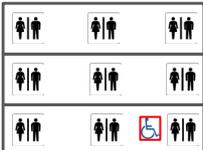
- ▶設置数に係る基準案(政令改正基準に合わせて引上げ)
  - ・原則、不特定多数利用便所は、不特定多数の者が利用する階ごとに1箇所以上設ける。
  - ・原則、便所がある階ごとに車いす使用者用便房を1以上設ける。
  - ・政令では対象としていない1,000㎡未満の対象施設についても車いす使用者用便房を1箇所以上を設ける。
- ▶構造に係る基準①(変更なし)
  - ・出入口幅80cm以上
  - ・手すり・腰掛便座の設置
  - ・十分な空間確保
- ▶構造に係る基準②(変更なし)
  - ・分かりやすい位置
  - ・身障者用洗面器
  - ・車いす用表示設置

#### ■ 自主基準

- ▶設置数に係る基準(義務基準と同様に引上げ)
- ▶構造に係る基準①・②(義務基準と同基準に一部付加)
  - ・2,000㎡以上の対象施設における車いす使用者用便房のうち1箇所以上は車いすが円滑に利用できる十分な空間として、直径180cm以上の円が内接できること。
- ▶構造に係る基準③(変更なし)
  - ・非常用呼出しボタン2カ所設置、手すり位置・寸法、腰掛便座の位置・高さ、洗面台高さ、紙巻器設置
  - ・出入口横に袖壁30cm以上設置、等

# <参考> 改正後の車いす使用者用便房の設置イメージ

整備例（地上3階・90,000㎡）

	現行	改正後
便所のある階のイメージ	<p>30,000㎡/階</p> 	<p>30,000㎡/階</p> 
各階の便所の数	(任意の数)	3 (政令による)
構造基準①②を満たす車いす使用者用便房の数 	1	6
車いす使用者用便房のうち、構造基準③を満たす便房 	1	1

構造基準③(自主基準)・・・非常用呼出しボタン2カ所設置、手すり位置・寸法、腰掛便座の位置・高さ、洗面台高さ、紙巻器設置・出入口横に袖壁30cm以上設置、等

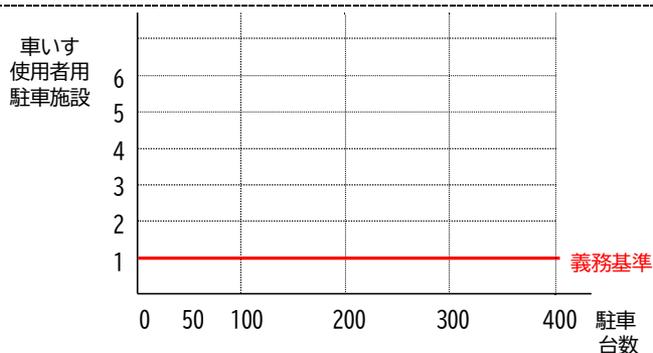
## 2 条例規則改正案(義務基準・自主基準)の方針 ~第1回~第3回専門委員会まとめ~

### (2)車いす使用者用駐車場の基準の見直し

#### 【法】義務基準

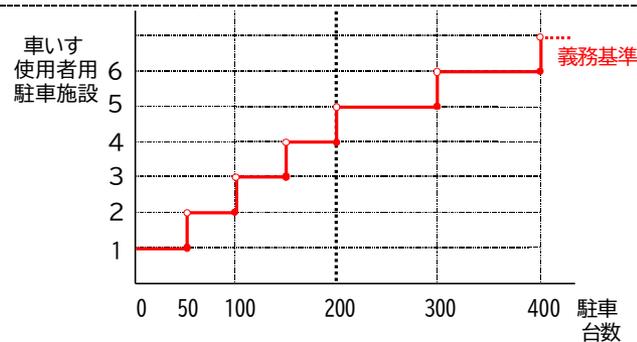
##### 現行

- 1台以上を設ける。



##### 改正後

- 駐車施設の総数が200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 駐車施設の総数が201台以上の場合、1%+2台以上を設ける。



#### 【条例】義務基準・自主基準

##### 現行

###### ■義務基準

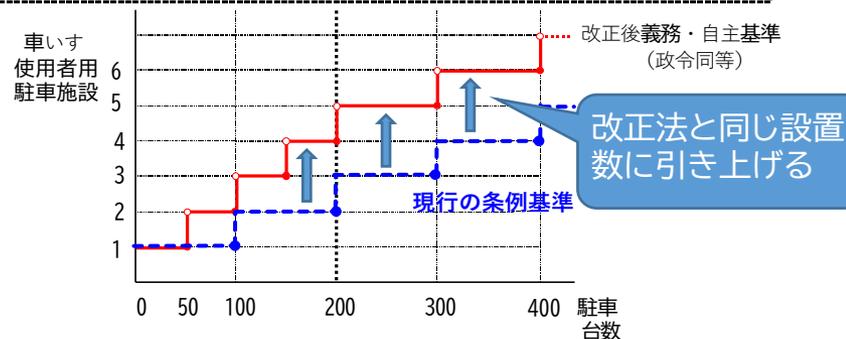
- 1台以上を設ける。
- 総台数101台以上（機械式除く）の場合1%以上設ける。

###### ■自主基準

- 同上

##### 改正方針

- 政令改正に合わせて設置数を引き上げる。



・義務基準 = 建築物移動等円滑化基準

・自主基準 = 指定施設整備基準

### (2)車いす使用者用駐車場の基準の見直し

【改正方針】・政令改正に合わせて設置数を引き上げる。

#### ■ 義務基準

- ▶設置数に係る基準案(政令改正基準に合わせて引上げ)
  - ・駐車施設の総数が200台以下の場合、2%以上を設ける。
  - ・駐車施設の総数が201台以上の場合、1%+2台以上を設ける。
- ▶構造に係る基準①(変更なし)
  - ・幅350cm以上
  - ・できるだけ短い移動経路
- ▶構造に係る基準②(変更なし)
  - ア 機械式
    - ・水平な乗降スペース
    - ・円滑に利用できる構造
  - イ 自走式
    - ・奥行600cm以上(2台目以降は500cm以上)
    - ・水平な場所
    - ・シンボルマーク表示

#### ■ 自主基準

- ▶設置数に係る基準(義務基準と同等に引上げ)
- ▶構造に係る基準①・②(義務基準と同基準。変更なし)
- ▶構造に係る基準③(現行基準に一部付加)
  - ・道等からの経路上に誘導表示
  - ・機械式駐車場に車いす使用者用駐車施設を設置する場合は、必要台数分のバリアフリー対応パレットを設置

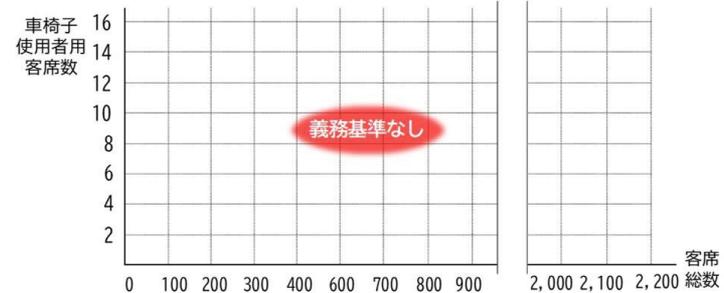
(3)車いす使用者用客席の基準の見直し

※本基準は固定席を有する施設に係る規定です

【法】義務基準

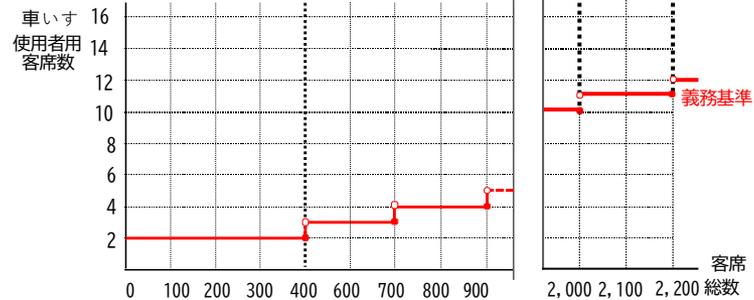
現行

・ 基準なし



見直し案

・ 座席の数が400席以下の場合、2席以上を設ける。  
 ・ 座席の数が401席以上の場合、0.5%以上を設ける。  
 ※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



【条例】義務基準・自主基準

■義務基準

現行

・ 基準なし

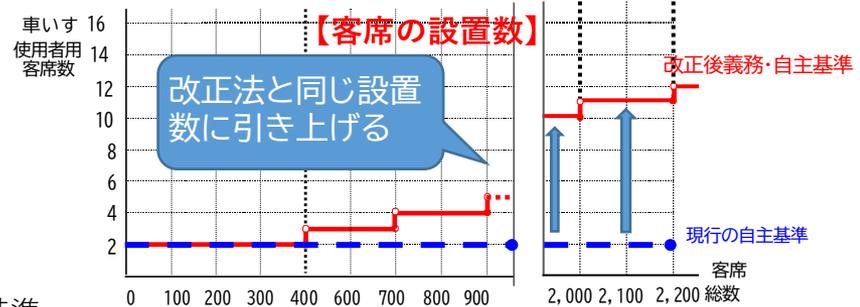
■自主基準

現行

・ 2席以上

改正案

・ 政令改正に合わせて義務基準を創設し、政令では対象としていない300㎡以上500㎡未満(※)の対象施設についても設置することを付加する。  
 ※総座席数200~250席程度の規模の施設  
 ・ 自主基準の設置数を引き上げる。



・ 義務基準 = 建築物移動等円滑化基準

・ 自主基準 = 指定施設整備基準

## 2 条例規則改正案(義務基準・自主基準)の方針 ～第1回～第3回専門委員会まとめ～

### (3)車いす使用者用客席の基準の見直し

※本基準は固定席を有する施設に係る規定です

- 【改正方針】・改正政令に合わせて義務基準を創設し、政令では対象としていない500㎡未満の対象施設についても設置することを付加する。
- ・自主基準の設置数を引き上げる。

#### ■ 義務基準

▶設置数に係る基準(政令改正基準に合わせ創設)

- ・座席の数が400席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・座席の数が401席以上の場合、0.5%以上を設ける。
- ・政令では対象としていない300㎡以上500㎡未満の対象施設は、1席以上設ける。

▶構造に係る基準①(改正政令基準に合わせ創設)

- ・幅は90cm以上、奥行きは135cm以上
- ・床は平らとすること

▶構造に係る基準②(改正政令基準に合わせ創設)

- ・車いす使用者用客席から客席出入口までの経路の1以上を移動等円滑化経路(※)とする

※ 高齢者や障害者等が、利用居室からトイレや駐車場、出入口等まで円滑に移動できるよう政令等で定められた基準に適合した経路

#### ■ 自主基準

▶設置数に係る基準(義務基準と同等に引上げ)

- ・300㎡以上500㎡未満の対象施設は、2席以上設ける。

▶構造に係る基準①(義務基準と同基準を創設)

▶構造に係る基準②(変更なし)

- ・奥行き150cm以上(3席目以降は奥行き135cm以上)
- ・車いす使用者用客席から客席出入口までの経路(通行しやすい通路幅、傾斜路1/12以下等)

(4)増築等の基準適用の考え方 ①不特定多数利用便所の整備範囲【義務基準】

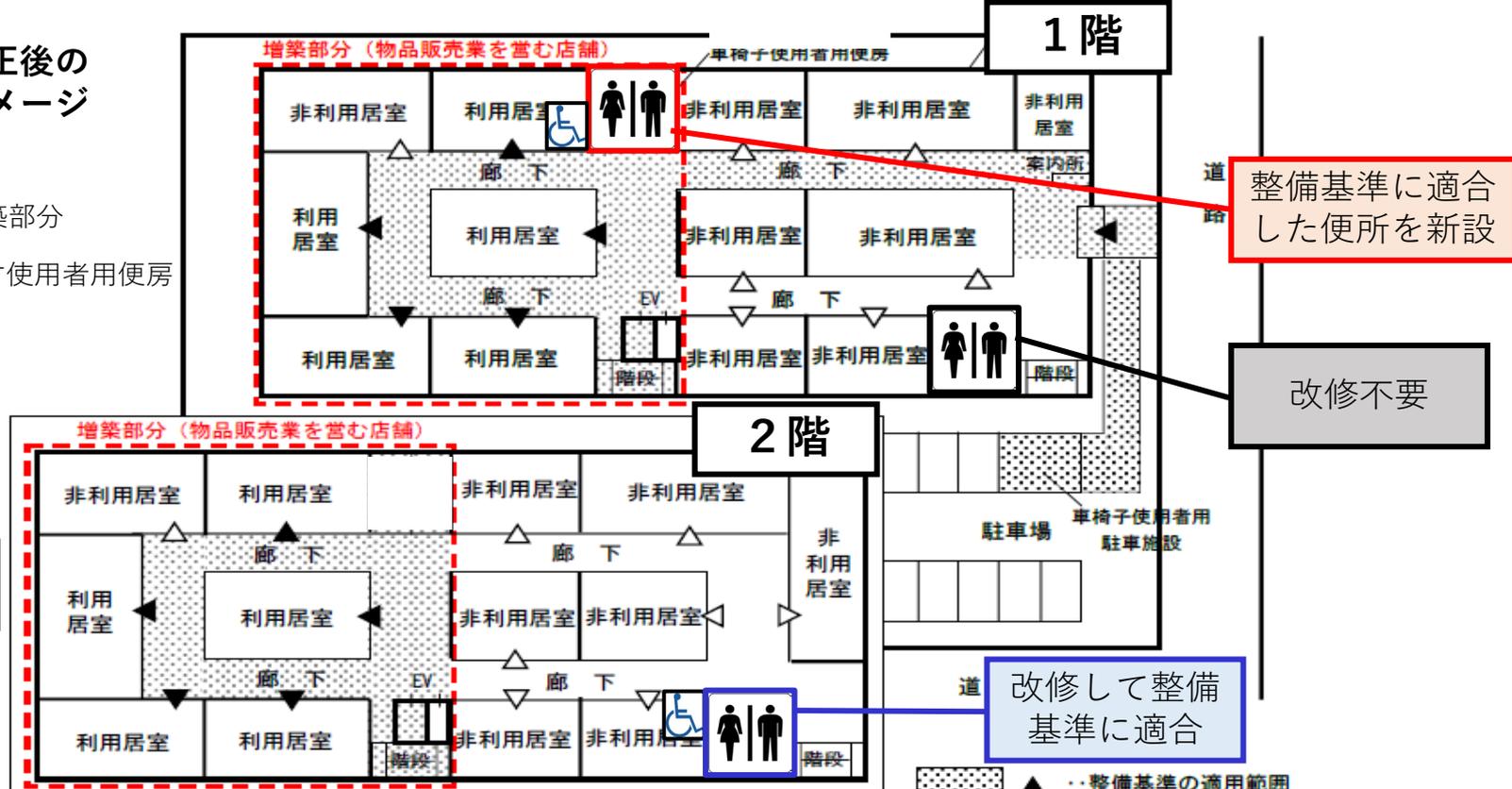
政令改正により、不特定多数が利用する便所(以下「便所」)の設置基準が新設され、原則各階への便所設置と整備基準への適合が必要になります。これを受けて、増築等の場合に整備基準に適合する整備が求められる便所の対象範囲について見直しを行います。  
 ※増築等とは、増築、改築、用途の変更をいう。

**<現 行>**  
 増築等する階だけでなく、建物内の全ての便所は、整備基準に適合するよう改修が必要。  
 <整備基準> :洗面器両側への手すりの設置  
 男子用小便器への手すりの設置  
 出入口の有効幅80cm以上

**<改正案>**  
 増築等をする階において、原則1箇所以上の便所は、整備基準に適合するよう新設又は改修が必要。

規則改正後の整備イメージ

- 増築部分
- 車いす使用者用便房
- 便所

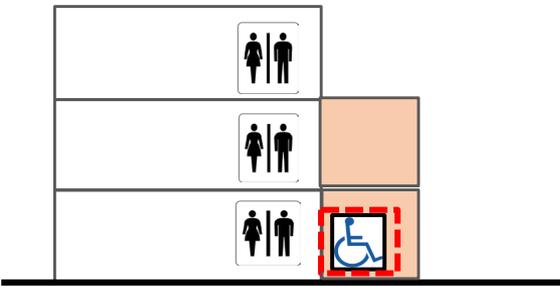
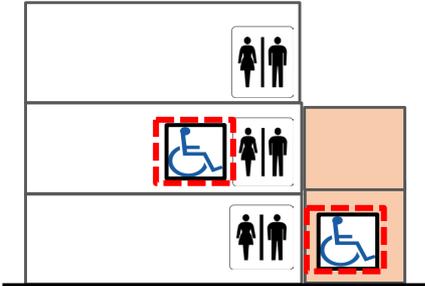


## 2 条例規則改正案(義務基準・自主基準)の方針 ~第1回~第3回専門委員会まとめ~

### (4)増築等の基準適用の考え方 ②車いす使用者用便房の設置数算定【自主基準】

政令改正により、車いす使用者用便房の設置基準が改正され、これまで建築物に1以上だった設置数が、**原則便所がある階ごとに設置**する規定に変わります。**増築時**は、増築等する階で面積に応じて設置数を算定することになるため、自主基準について、政令と同様に、**増築等する階で増築面積に応じた数の便房を設置する規定を新設**します。

【例:増築等に係る部分の面積が1階1,000㎡・2階1,000㎡の場合】 ※設置数算定の概念図です↓

	現行規定による設置数		政令改正を受けた設置数	
	①義務基準	②自主基準	①義務基準	②自主基準 (規則改正案)
<p>整備範囲のイメージ</p> <p>凡例:</p> <p> 増築等部分</p> <p> 整備する車いす使用者用便房</p> <p> 設置が求められるもの</p>	 <p>建築物に対して1以上の車いす使用者用便房を整備</p>		 <p>原則、増築等する階ごとに1以上の車いす使用者用便房を整備</p>	
設置数算定時の対象面積	—		1階1,000㎡ 2階1,000㎡ (増築部分のみ)	
整備が必要な車いす使用者用便房の数	1		2	

(参考) 第1回～第3回専門委員会におけるご意見と対応

[1] 車いす使用者用便房について

ご意見	ご意見に対する対応
<b>1. 設置数について</b>	
① 設置数が大幅に増え、建築主等の負担増。政令と同等の義務設置数が妥当。	政令基準と同等に <b>義務基準</b> を引き上げます。
<b>2. 設置場所について</b>	
① アクセスしやすい位置とし、1箇所のみの場合はグラウンドフロアへ設置してほしい。	アクセス性の配慮について、 <b>望ましい整備</b> に位置付けます。
② 特に電動車いす対応の広い便房は1階に設置するなど、わかりやすい経路としてほしい。	
③ ペストリアンデッキに接続した建物の場合はグラウンドフロアあるいはペストリアンデッキと同じフロアへ設置してほしい。	<b>施設整備マニュアル</b> に反映し整備を誘導します。

(参考) 第1回～第3回専門委員会におけるご意見と対応 (1) 車いす使用者用便房について

[1] 車いす使用者用便房について

ご意見		ご意見に対する対応
3. 便房内の大きさ・設備配置について		
①	改正を機に電動車いす対応の整備を自主基準に位置付けてよいと思う。	電動車いすが360度回転できる空間として直径180cm円の内接を自主基準に位置付けます。
②	介護者が二人いる場合でも利用できる大きさの便房が必要。	複数介護者が利用できる大きさや、車いす使用者でオストメイト用設備を必要とされる方への配慮について、施設整備マニュアルに反映し整備を誘導します。
③	車いす使用者が利用しづらいものを増やしても意味がない。	

[2] 各種設備について

ご意見		ご意見に対する対応
1. 介助用ベッドシートについて		
①	車いす使用者用便房内に介護用ベッドシートの設置は有効。	望ましい整備に位置付けます。
②	大人の介助用で利用するには長さ180cm必要。	現在、施設整備マニュアルで大きめの介護用ベッドシートの設置を誘導しています。 【マニュアルp114】
③	介助用ベッドシートは車いす使用者でも容易に畳める構造や設置位置の工夫をしてほしい。	利用者が円滑に利用できるよう、構造や配置について、施設整備マニュアルに反映し整備を誘導します。

[2] 各種設備について

ご意見		ご意見に対する対応
2. オストメイト用設備について		
①	ベッドシートとオストメイト用専用汚物流しの配置が悪く利用しづらい場合がある。	利用者が円滑に利用できるよう、設備どうしが干渉しない等配置への配慮について、 <a href="#">施設整備マニュアル</a> に反映し整備を誘導します。
②	リクライニング型車いすでは横から便座にアプローチするため、配置に注意が必要	
③	旧式タイプも多く、改善を促してほしい。	
④	オストメイト用設備の設置数を増やしてほしい。	設ける車椅子使用者用便房の数と同等数程度のオストメイト用設備を有する便房を確保することを <a href="#">望ましい整備</a> に位置付けます。
⑤	オストメイト用設備については、立位が困難な車いす使用者が利用可能な設備もも確保してほしい。	車いす使用者がオストメイト用設備を利用する際の利用しやすさ等について <a href="#">施設整備マニュアル</a> の解説の充実を図ります。

[2] 各種設備について

ご意見		ご意見に対する対応
3. 非常用ボタン等について		
①	非常用ボタンと洗浄ボタンが同じ高さで近接し、視覚障害者にとって使いづらい。	JIS規格に準拠しています。 <a href="#">施設整備マニュアル</a> の解説の充実を図ります。【マニュアルp107】
②	非常用呼出しボタンの設置は不特定多数利用便所にも必要。	現在、施設整備マニュアルで <a href="#">望ましい整備</a> として誘導していますが、解説の充実を図ります。【マニュアルp103】

[3] 便所全体について

ご意見		ご意見に対する対応
1. 機能分散と適切な配置について		
①	利用者が便所の機能の違いを見分けられる適切な表示が必要。	利用者集中を解消するため、機能配置の考え方及び適切な案内表示については、 <a href="#">施設整備マニュアル</a> で示していますが、内容の充実を図ります。 【マニュアル P.115-1～115-4】
②	車いす使用者用便房への機能の集中を避ける旨の明示をしてほしい。	
③	乳幼児のおむつ替えの設備は、車いす使用者用便房とは別の場所に整備してほしい。	
④	機能分散が必ずしも望ましくはない。多機能便房を増やす必要がある。	

[3] 便所全体について

ご意見		ご意見に対する対応
2. 不特定多数利用便所※について		
①	便房内に手すり等の身体保持のための補助具の導入を規定してほしい。	現行の義務基準及び自主基準で位置付けています。
②	男性用便所に汚物入れの設置も進めていくべき。	<a href="#">施設整備マニュアル</a> に反映し整備を誘導します。
③	出入口が広いと手動式車椅子の利用者も利用出来るので広く導入してほしい。	現在、施設整備マニュアルで <a href="#">望ましい整備</a> として誘導しています。【マニュアル P.99】
3. 今後について		※不特定多数の者等が利用する便所（一般便所）
①	質の向上を図るため自主基準に位置付けるもの、望ましい整備等として整備マニュアルに反映するものなど検討し、次回までに整理してほしい。	本日のご意見等を踏まえ、基準の検討及び整備マニュアルの改訂作業を進めます。

(参考) 第1回～第3回専門委員会におけるご意見と対応 (2) 車いす使用者用駐車場について

※パーキングパーミットに関するご意見、質疑応答に関しては、見直し案とは別の制度となるため、ご意見の記載は省略しています。

ご意見		ご意見に対する対応
1. 設置数について		
①	横浜市内の障害者人数が5%弱等を踏まえると、4～5%必要。	車いす使用者用駐車区画の設置数の増は、敷地内で確保ができる駐車台数にも影響があることから、最低限の基準として定める設置数としては、政令同等が相当であると考えます。  また、優先駐車区画の整備を進め、適正利用できる環境を整備します。
②	国と同等の2%とすることが妥当なのか、判断材料がほしい。	
2. 車いす使用者用駐車区画(平面式)について		
①	リフト式車両では乗降に時間がかかるため、奥行7.5～8mが望ましい。	リフト式車両に対応した奥行の規定を望ましい整備に位置付けます。
②	奥行7.5～8mの駐車マスの設置が困難な場合、一時的な乗降スペースを設置してほしい。	
③	ドアを全開にしての乗降ができるように通路側に配置が有効。	施設整備マニュアルに反映し整備を誘導します。
④	既存の駐車区画でも工夫により車いす使用者用区画に転用出来ることを事業者に提示してほしい。	
⑤	施設入り口の近くに拘らず3、5m幅の駐車マスの設置を検討してほしい。	
		政令では「できるだけ短い移動経路とする」ことを求めています。

ご意見	ご意見に対する対応
3. 優先駐車区画(ダブルスペース)について	
① ダブルスペースの導入、ダブルラインの導入促進	制度が異なるため今回の条例規則改正では優先駐車区画の設置数を位置付けることはできませんが、 <b>望ましい整備</b> に位置付け、適正利用できる環境整備を誘導します。
② 車いす使用者用駐車スペースの2%とは別に優先駐車区画を2～3%程度設置してほしい。	
4. 機械式駐車施設について	
① 機械式の収容台数分が車いす対応として台数算定可能となる。告示の内容を盛り込むべき。	告示の解説を <b>施設整備マニュアル</b> に掲載します。 <b>自主基準</b> としてバリフリ対応パレットの設置数を規定します。
② 地下駐車場、機械式駐車場にはバリフリ対応車両が利用できる高さが必要。	地下式及び機械式駐車施設における高さの規定を <b>望ましい整備</b> に位置付けるとともに、対応できない場合の配慮についても誘導します。
③ 機械式駐車場が車高が高い自動車に対応出来ない場合は、同敷地内に平置きで設置してほしい。	
④ バリフリ対応の機械式駐車場とはどのようなものか。車いす使用者が安全に操作できるのか。	福まち条例上、適合しているとみなす機械式駐車場とは、以下のものが該当します。 ① 駐車場法施行令第15条の規定により大臣認定を受けたもので、 ② 公益社団法人立体駐車場工業会の審査を受け、適合証明書を取得したもの 【マニュアルp71-1参照】

ご意見		ご意見に対する対応
5. コインパーキングについて		
①	街中のコインパーキングは車いす使用者用駐車施設の情報がなく、設置数も少ない。	コインパーキングの環境整備については関係部署と共有します。
②	コインパーキングのフラップ式ロックの採用は避けてほしい。	<a href="#">施設整備マニュアル</a> でフラップ式ロックについて注意喚起します。
6. その他		
①	不正利用防止のためパイロン設置は有効だが、単独車いす使用者がパイロン移動が出来るよう事業者に周知して欲しい。	ホームページや講習会等の機会を捉えて周知をはかります。
②	運営者や一般の利用者に対し車いす使用者用区画の適正な利用の誘導について引き続き対策を進めてほしい。	

ご意見	ご意見に対する対応
1. 設置数について	
① 法改正と同等の設置数でよい。	政令と同等の設置数に引上げます。
② 500㎡未満でも2席を誘導したい。	本市は政令より強化して1席を義務基準とし、自主基準で2席を誘導します。
③ 新築と改修では異なる。改修の場合は運用の幅が欲しい。	改修における考え方も施設整備マニュアルで誘導していきます。

ご意見	ご意見に対する対応
2. 設置場所及び配置について	
① 設置位置についても規定が必要。	
② 施設によって対象への距離や、見上げるなどの首を曲げる動作が困難な場合など考慮して配置すべき。	
③ 車いす使用者が席を選択できるよう分散配置してほしい。	
④ 車いす使用者同士で近くに座れるとよい。	<p>現行の施設整備マニュアルの内容を整理し、対象との距離や見やすさへの配慮、経路を踏まえた分散配置等を望ましい整備として位置づけます。</p>
⑤ 小規模施設は特に車いす使用者用客席配置の影響が大きいいため、経路と合わせて配置を検討すべき。	
⑥ 車いす用客席部分まで移動等円滑化経路の整備が必要で、座席の配置にも影響する。	
⑦ 出口に至る斜路には法令で手すりの設置が必要である。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>★サイトラインについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回のバリアフリー法政令改正の対象ではありませんが、今年度、国交省のWGで検討していくこととしています。</li> <li>・ 現行の本市施設整備マニュアルでは、コラムとして掲載しています。</li> </ul> </div>

(参考) 第1回～第3回専門委員会におけるご意見と対応 (3) 車いす使用者用客席について

ご意見	ご意見に対する対応
1. 同伴者席について	
① 複数同伴者の場合も明示してほしい。	施設整備マニュアルに反映し整備を誘導します。
② 同伴者席は車いす使用者用客席に隣接させてほしい。	
③ 同伴者席は、固定席、非固定席、柔軟に対応ができるとよい。	避難安全性の観点から、消防局等関係機関と協議をしていきます。
2. 今後について	
① ハード整備と合理的配慮が両輪で、施設が目的どおりに使われるようにしていけるとよい。	本日のご意見等を踏まえ、基準の検討及び整備マニュアルの改訂作業を進めます。
② 車いす用客席位置は自主基準で整理し、質に関する内容は整備マニュアルで整理してはどうか。	
③ 一般席へ移乗する場合も多いので介助に関するガイドラインも検討してほしい。	
④ 多くの施設が改修時期を迎えている。施設全体の環境向上のためソフト面も含めてマニュアルの充実を。	運用時の対応については、本市として様々な機会において合理的配慮を求めていくとともに、必要に応じて施設整備マニュアルを柔軟に見直し、誘導します。
⑤ 運用に関して今後運営者にも意見を聞きながら、柔軟に見直しができるとうよい。	

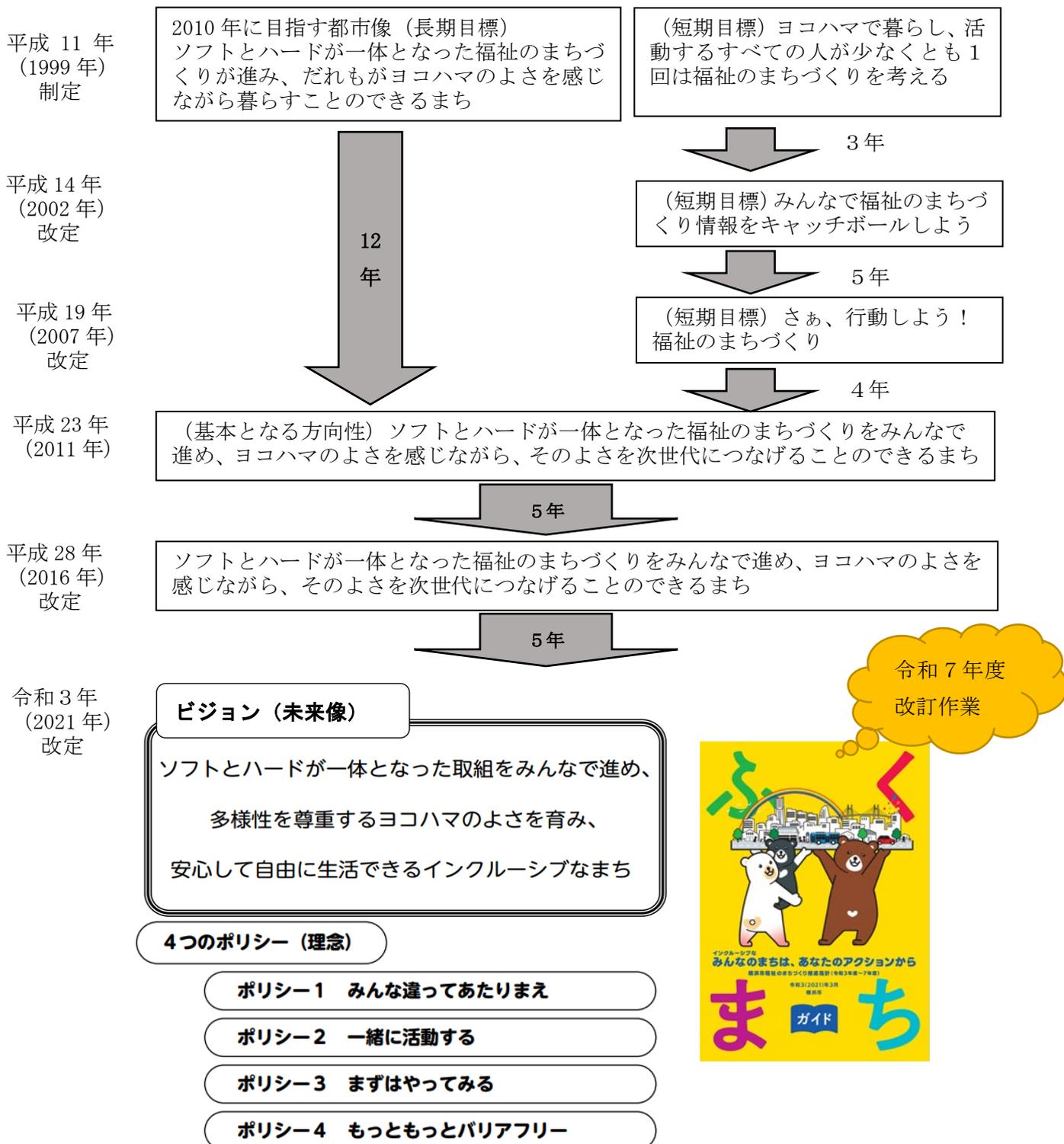
## 横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定に伴う小委員会の設置について

## 1 趣旨

横浜市では、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる「横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下、「推進指針」という。）を福祉のまちづくり条例第12条に基づき策定しています。

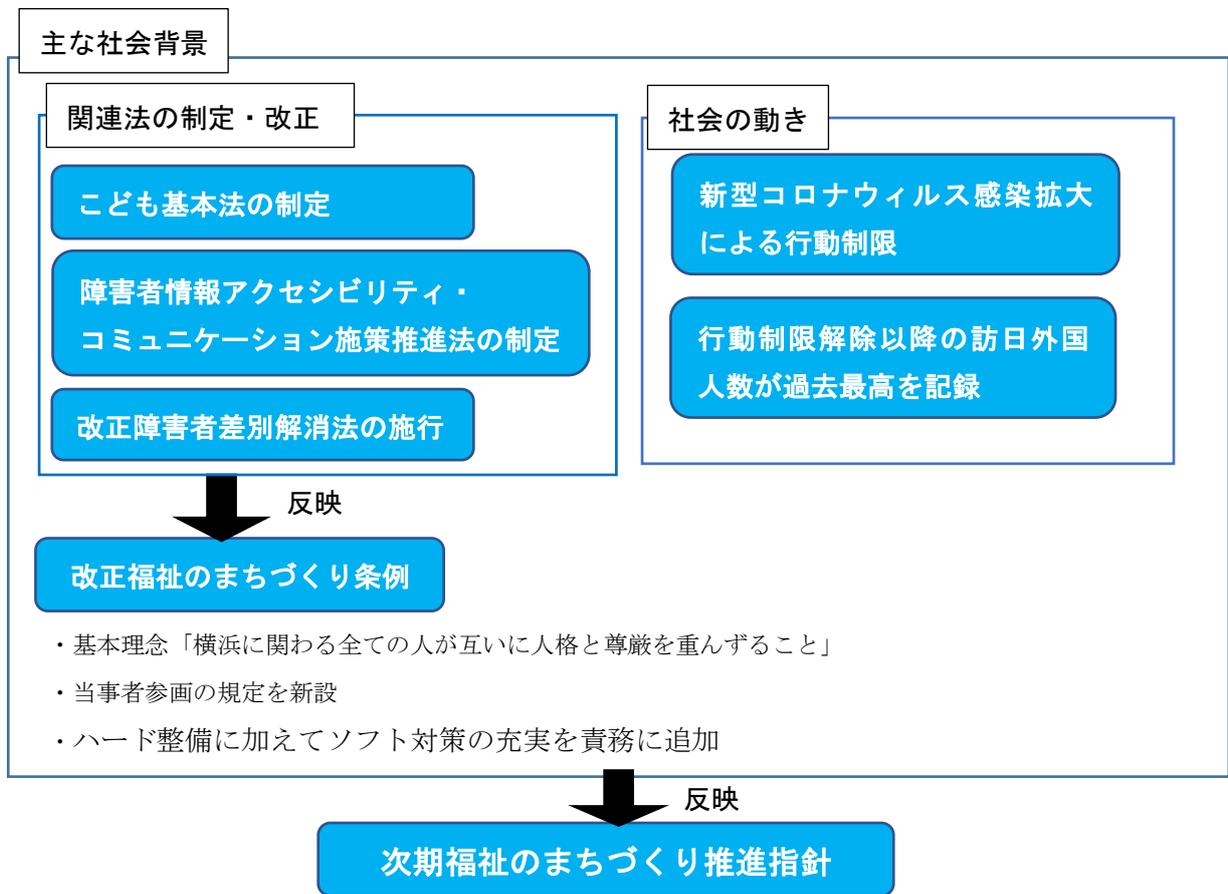
現推進指針の期間が令和7年度までとなっていることから、令和7年度中に次期推進指針の具体的内容を検討するため、福祉のまちづくり小委員会の設置についてお諮りします。

## 2 これまでの推進指針制定及び改定の経緯



### 3 次期推進指針の方向性

皆様にとって親しみやすいものとした現行の推進指針の構成を継承しつつ、昨年行われた福祉のまちづくり条例の改正内容をはじめとした社会背景の変化を踏まえた検討を進めます。



### 4つのポリシーに沿った具体的事例（アクション）の拡充

#### <主な事例>



・国籍・世代・性別・障がいの有無など関係なく集い、音楽のチカラで「つながる」ことを目的にした音楽祭



・まちづくり計画・構想などを学び、誰もがわかりやすく、行動しやすい、まちにするためのアイデアや提案を話し合ったワークショップ



エスカレーターのための安全利用のために

・一人ひとりの行動につながるよう、利用者にエスカレーターで立ち止まることを呼びかけ



・条例に定める整備基準に加え、障害のある方から意見を聞き、一緒に遊べる遊具を整備した公園

#### 4 スケジュール

今回の推進会議で承認後、令和7年度末の完成に向けて小委員会を4回程度開催する予定です。

<スケジュール及び主なテーマ（案）>

令和7年4月～   12月	第1回 現行の推進指針の振り返り（仮） 第2回 次期推進指針の骨子について 第3回 次期指針の素案（市民意見募集の実施）について ➡第54回 推進会議で承認 <b>・市民意見募集</b>
令和8年3月	<b>・指針の公表</b>

---

#### <参考：根拠法令>

##### 横浜市福祉のまちづくり条例（抜粋）

（設置）

第7条 略

2 略

3 推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

（指針の策定）

第12条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

（1）福祉のまちづくりに関する目標

（2）福祉のまちづくりに関する施策の方向

（3）市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針

（4）前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

##### 横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱（抜粋）

（小委員会）

第6条 推進会議は、福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映するため、条例第

7条第3項に定める小委員会を置くことができる。

2～7 略

# アクセシビリティ・ガイドライン策定の検討状況について (報告事項)



2025年1月21日

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

## ■ アクセシビリティ・ガイドラインについて

本博覧会では、2023年1月に策定した基本計画において、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、本博覧会を訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した整備・運営を行うものとしています。

この基本計画に基づき、当協会では検討会を設置し、障がい当事者や学識経験者等の皆様の参画のもと、開催者（当協会）はじめ出展者等すべての参加者の整備・運営に関するガイドライン策定を進めています。

### ● 検討事項

施設整備、サービス、交通アクセスそれぞれの基準及びその内容

### ● 検討方針

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関するにおいて策定されたアクセシビリティに関するガイドラインを踏まえ、国際園芸博覧会の特性を考慮したガイドラインとします。



## ● 適用範囲

- ・本博覧会会場のうち、全ての来場者の動線・活動エリアとします。なお、管理エリアは、本ガイドラインを参考に配慮するものとします。
- ・交通アクセスにおいては、会場へアクセスする主要な交通機関の関連施設（駅、駅前広場、ターミナル、駐車場等）と移動具（車両等）、歩道等を対象とします。

## ● 運用の考え方

開催者、参加者ともに本ガイドラインに沿って整備・運営を行うこととします。

ただし、施設整備による対応が困難な場合は、ソフト的対応等により、ガイドラインの趣旨を踏まえた水準を確保していきます。

## ● 基準設定の考え方

本博覧会の整備、運営をする際の指標として、推奨基準（することが望ましい事項）と標準基準（遵守すべき事項）の2つの基準を設けます。

「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」を実現するため、推奨基準を積極的に採用することを求めます。推奨基準を採用することがどうしても困難な場合であっても、少なくとも標準基準を満たすことが最低限の要件となります。



# アクセシビリティ・ガイドライン検討会 委員・オブザーバー名簿

## ■委員

### 【学識経験者】

秋山 哲男 (委員長)	中央大学 研究開発機構 機構教授
大森 宣暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
丹羽 菜生	中央大学 研究開発機構 機構准教授

### 【当事者団体等】

小淵 健一	関東ろう連盟 福祉対策部長
度会 哲賢	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 常任理事
中川 孝子	神奈川県手をつなぐ育成会 会長
名古屋 恒彦	公益社団法人 日本発達障害連盟 副会長
大藪 定信	公益財団法人 全国老人クラブ連合会 政策委員会 幹事
木太 直人	公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 常務理事
板橋 光雄	神奈川県視覚障害者の生活と権利を守る会 執行委員 (一般社団法人 全日本視覚障害者協議会より推薦)
荻津 和良	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 副会長
山崎 涼子	特定非営利活動法人 自立生活センター・小平
工藤 登志子	認定NPO法人 DPI日本会議 バリアフリー部会長補佐
武者 廣平	特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構 理事長
光延 卓真	神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会 会長
白石 幸男	横浜市脳性マヒ者協会 会長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
山根 則子	横浜市オストミー協会 会長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
高橋 愛	一般社団法人 ラシク045

## ■オブザーバー

### 【関連事業者】

一般社団法人 日本民営鉄道協会
一般社団法人 東京バス協会
一般社団法人 神奈川県バス協会
一般社団法人 神奈川県タクシー協会
関東旅客船協会
一般社団法人 日本ホテル協会
一般社団法人 全国空港事業者協会
東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社
東急電鉄株式会社
相模鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

### 【関係行政機関】

国土交通省 都市局 参事官 (国際園芸博覧会担当) 付
国土交通省 関東地方整備局 企画部
国土交通省 関東地方整備局 建政部
国土交通省 関東運輸局 交通政策部
神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進部
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷公園企画部
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷整備事務所
横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部
横浜市 道路局 道路政策推進部
横浜市 瀬谷区 副区長 (総務部長兼務)
横浜市 旭区 副区長 (総務部長兼務)
横浜市 緑区 副区長 (総務部長兼務)



## アクセシビリティ・ガイドライン

第1章. はじめに

ガイドラインの目的や基本原則、博覧会運営における基本的な取組姿勢等を示す。

第2章. ガイドラインの考え方

ガイドラインの適用範囲、基準設定の考え方及び基本寸法等を示す。

第3章. 施設整備に関する項目と解説

共用空間、庭園、建築物等、博覧会会場内の施設設計のためのユニバーサルデザインに関する計画条件等について、具体的なガイドラインを示す。

第4章. サービスに関する項目と解説

スタッフ対応、情報伝達ツール、多言語対応、施設別サービス、緊急時の対応等の具体的なガイドラインを示す。

第5章. 交通アクセスに関する項目と解説

博覧会会場へアクセスする主要な交通機関の関連施設と移動具（車両等）、歩道等の具体的なガイドラインを示す。

第6章. ガイドラインの運用・手続き

開催者・参加者に対して、ガイドラインの運用及び手続き方法を示す。

第7章. 引用文献・参考資料等

ガイドラインの内容に関連する文献及び参考資料等を示す。

## 第1回検討会（2024年9月12日）

- 2027年国際園芸博覧会について
- アクセシビリティ・ガイドラインの策定について
  - ・ アクセシビリティ・ガイドライン検討会
  - ・ アクセシビリティ・ガイドラインの考え方
  - ・ アクセシビリティ・ガイドラインの目次構成（案）

## 第2回検討会（2024年11月29日）

- 第1回検討会、第1回ワーキングの振り返りと意見について
- アクセシビリティ・ガイドライン（素案）の第1・2章の検討状況について
- 第3～5章 特に今回ご意見をいただきたい事項について
- 今後のスケジュール

## 第3回検討会（2025年2月21日）

- 第2回検討会、第2回ワーキングの振り返りと意見について
- アクセシビリティ・ガイドライン案について

## 第1回テーマ別ワーキング（2024年10月8日）

- 以下の内容について意見交換
  - ・ 移動・誘導
  - ・ 展示の楽しみ方
  - ・ コミュニケーション（心のバリアフリーを含む）

## 第2回テーマ別ワーキング（2024年12月20日）

- アクセシビリティ・ガイドライン（素案）第3～5章について議論



## 横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正について（報告）

### 1 趣旨

このたび、「横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月市条例第90号。以下「条例」という。）」の一部を改正する案を令和6年第4回市会定例会に提出し、可決されましたので報告します。

### 2 検討の経過

- ・ 令和3年6月 障害者差別解消法の改正（令和6年4月1日施行。民間事業者による合理的配慮の提供<sup>(※1)</sup>義務化など）
- ・ 令和4年12月～ 福祉のまちづくり専門委員会（推進会議の下部組織。以下「専門委員会」という。）を設置し、条例改正の方向性などを検討
- ・ 令和6年6月 専門委員会から「横浜市福祉のまちづくり条例改正に関する意見書」提出され、パブリックコメントの実施について7月の福祉のまちづくり推進会議で承認される。

#### <意見書の主な内容>

- ・ ハードとソフト両面のバリアフリーを推進し、共生社会の実現を目指すべき
- ・ 社会的障壁<sup>(※2)</sup>を除去するために必要な合理的配慮の提供を的確に行うため、環境の整備について規定すべき
- ・ 公共施設の整備計画等で当事者参画を推し進めるべき。

- ・ 令和6年8月～9月 意見書を踏まえ、条例改正の方向性についてパブリックコメント実施  
 (※1) 合理的配慮の提供…障害者等から要請があった際に、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を解消すること  
 (※2) 社会的障壁……日常生活や社会生活を営む上で障害者等にとって障壁となるような、物理的なバリア（段差や狭い通路など）、制度的な制約（特定のサービスや支援の不足）、社会的な偏見や誤解など

### 【参考】パブリックコメントの実施結果

意見募集期間	令和6年8月7日から令和6年9月5日まで	
意見提出者数	19名	
意見総数	43件	
意見内容	福祉のまちづくり推進事業に関する御意見	18件
	福祉のまちづくりの広報啓発に関する御意見	12件
	条例改正の方向性に対する賛成意見	5件
	その他御意見	8件
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共生社会の実現を目指すのであれば、さまざまな立場の方々の声を聴くべき</li> <li>・ 社会の変化に合わせて、条文の見直しをすることは必要。ただし、条例の内容が変わっても条例そのものについて知らなければ意味がない</li> <li>・ 障害を解消する責任は社会にあるという考えに基づく社会モデルの必要性やその観点で施策を進めていくことが重要</li> </ul>	

### 3 改正の概要

障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたこと等を契機に、条例に明確に規定されていない事項の追加等を行います。

#### (1) 障害者差別解消法など関連法の理念や考え方の反映（第1条）

条例の目的を「人間性豊かな福祉都市の実現」から「横浜に関わる全ての人が相互に人権と尊厳を尊重する共生社会の実現に資すること」に表現を改めます。

#### (2) 合理的配慮の提供を的確に行うための環境整備（第3条、第4条）

本市および事業者の責務を「措置を講ずる」から「社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずる」に改めます。

#### (3) 共生社会の実現に係る用語の定義、取組の追加（第2条、第18条）

社会的障壁の定義のほか「市長は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設の整備計画を策定する場合は、高齢者、障害者等その他市長が認める者が参画する機会を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。」を追加します。

### 4 施行日

令和7年4月1日

### 5 条例改正後の取組

- (1) 施行日前に庁内の関係部署等に条例改正の趣旨を周知します。
- (2) 市及び事業者が施設整備する際に行う事前協議を通して、事業者自ら合理的配慮への気付きや理解を深め実践につながるための確認項目を設け、研修教材を作成し提供するなど、施設整備を行う際のバリアフリーに関する仕組みを構築します。
- (3) 条例の趣旨を市民の皆様に幅広く知って頂けるよう、今後検討する「福祉のまちづくり推進指針」に反映します。

旧（改正前）条例	新（改正後）条例
<p>横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに生かされ、昭和49年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。</p> <p>近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題も生じている。</p> <p>このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、<u>一人一人の個性を尊重し、認め合う</u>社会が求められている。</p> <p>福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市民、事業者及び行政による協働に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指し、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、横浜市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めるとともに、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的とする。</u></p>	<p>横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに生かされ、昭和49年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。</p> <p>近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題が生じている。</p> <p>このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、<u>誰一人取り残されることのない</u>社会が求められている。</p> <p>福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市民、事業者及び行政による協働に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人互いに<u>人権を尊重し、個人の尊厳を重んずることを基本理念に、市民、事業者及び行政が一体となってまちづくりを推進し、次世代につなげていくことができるまち</u>を目指し、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、横浜市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定め、<u>並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特別建築物等を定めることにより、社会的障壁を生じさせないための必要な措置を行うこと</u>によって、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって<u>横浜に関わる全ての人相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</u></p>

(定義)

第2条 (第1項省略)

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(第1号省略)

(新設)

(2) (本文省略)

(3) (本文省略)

(4) (本文省略)

(市の責務)

第3条 (第1項及び第2項省略)

3 市は、自ら設置し、又は管理する施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 (第1項から第3項まで省略)

4 事業者は、自ら所有し、又は管理する施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民参画の確保)

第18条 (本文省略)

(定義)

第2条 (第1項省略)

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(第1号省略)

(2) 社会的障壁 高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) (本文省略)

(4) (本文省略)

(5) (本文省略)

(市の責務)

第3条 (第1項及び第2項省略)

3 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため、社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 (第1項から第3項まで省略)

4 事業者は、自ら所有し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため、社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の参画の確保)

第18条 (本文省略)

2 市長は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設の整備計画を策定する場合は、高齢者、障害者等その他市長が必要と認める者が参画する機会を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

横浜市福祉のまちづくり推進会議 小委員会 委員（案）

※敬称略

区分	氏名	所属	推進会議 委員
学識経験者	大原 一興	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	○
学識経験者	中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学福祉学科 教授	○
関係団体	山根 則子	横浜市身体障害者団体連合会	○
関係団体	音田 園恵	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合 会 副理事	○
事業者 (施設管理)	恵良 隆二	横浜市芸術文化振興財団	
関係団体	田之畑 有美	一般社団法人ラシク045 (NPO法人びーのびーの)	○
関係団体	岡田 江里子	心身障害児者を守る会連盟	○